

【酒気帯びの有無の確認について】

問1 「酒気帯びの有無の確認」を行うタイミングはいつですか

答 運転を含む業務の「開始前や出勤時」及び「終了時や退勤時」に確認を行います。個々の運転の直前又は直後に、その都度行わなければならないというものではありません。

従業員に運転する予定が全く無い場合は、業務開始前の酒気帯び確認は必要ありませんが、急用等で運転する必要がある場合には、運転前後の確認が必要となります。

また、業務の開始前や出勤時に確認したものの、結果として運転しなかった場合は業務終了時の確認は必要ありません。

問2 長距離を移動する場合(日をまたぐ)など、途中で仮眠をとる場合は、いつ酒気帯びの有無の確認を行えばよいですか

答 仮眠は一連の業務に含まれるため、仮眠時の酒気帯び確認は不要です。

また、交替制勤務の場合も、出勤時及び退勤時等に確認することで足りります。

問3 「目視等で確認」とは、どのようなことですか

答 安全運転管理者等が運転者と対面し

- 運転者の顔色(赤くなっていないか)
- 呼気の臭い(酒の臭いがしないか)
- 応答の声の調子(ろれつがまわっていないか)

等を確認することを言います。

アルコール検知器を使用した酒気帯び確認をしても、目視による確認が不要となるものではありません。

問4 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、どうすればよいですか

答 対面に準じた方法で確認してください。

例えば、あらかじめアルコール検知器を運転者に携帯させておき、

- カメラ・モニター等によって、運転者の顔色、声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - 携帯電話、業務無線など運転者と直接会話できる方法によって、運転者の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
- など、対面による確認と同視できるような方法で行ってください。

問5 必ず安全運転管理者が確認しなければならないのですか

答 安全運転管理者が不在等の理由で、安全運転管理者自身が確認できない場合には、副安全運転管理者や「安全運転管理者業務を補助する者として事業所で適宜定めた者」が確認して差し支えありません。安全運転管理者以外の者が確認する場合でも、その責任は安全運転管理者が負うことになります。

また、安全運転管理者自身が運転者となる場合は、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者が確認してください。

問6 夜間・早朝等のため、事務所に安全運転管理者等が不在の場合、どうすればよいですか

答 対面による確認に準じた方法で実施してください。

問4 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、「どうすればよいですか」を参考にしてください。

問7 対面によらない確認方法として、メール報告でもよいですか

答 メールなど対話(通話)できない方法では、酒気帯びの有無を確認したことにはなりません。

「問4 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、「どうすればよいですか」を参考にしてください。

問8 従業員が他の支店等で運転を開始又は終了する場合、酒気帯びの有無の確認はどうすればよいですか

答 下図のように、A支店の従業員CがB支店に出張(図中①)し、B支店管理の社用車を運転する場合には、B支店の安全運転管理者がB支店のアルコール検知器を使用するなどして、Cに対する酒気帯びの有無の確認を行う(図中②)こととなります。

その後、従業員Cは、B支店の安全運転管理者により確認を受けた旨をA支店の安全運転管理者に電話等により報告(図中③)することとなります。

この場合、A支店の安全運転管理者への報告は、B支店の安全運転管理者が行うのではなく、従業員Cが行わなければなりません。

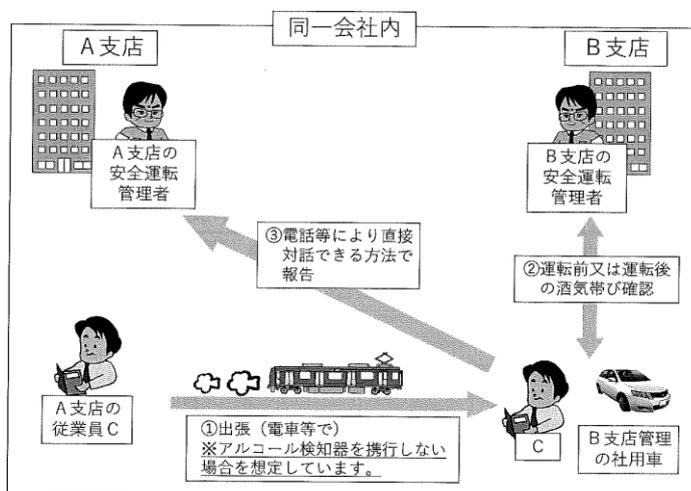
ただし、

- A支店とB支店の社用車の車検証等に記載されている「使用者」が異なる場合
- B支店で安全運転管理者を選任していない場合

は「問4 運転者が直行直帰や出張等のため、対面での酒気帯び確認が困難な場合には、「どうすればよいですか」を参考にしてください。

また、

○ 従業員CをB支店に派遣した（A支店で運行管理をしていない）場合は、B支店の従業員と同様の扱いになります。



問9 自家用トラックを保有する者が下請として稼働する場合、元請業者の安全運転管理者等による確認は必要ですか

答 元請業者により当該自家用トラックに対する運行管理が行われている場合には、酒気帯びの有無の確認が必要です。

上記のような、いわゆる「持ち込み」と称される運行がなされている場合には、期間の長短を問わず、元請業者の安全運転管理者の管理下にあるといえますので、確認が必要です。

問10 社用車で出勤又は退勤する場合、確認は必要ですか

答 出勤及び退勤の手段としてのみ運転する場合には不要です。ただし、出勤又は退勤の途中に業務を含む、いわゆる直行直帰の場合には確認が必要です。

問11 自転車や原動機付自転車(50CC以下)を業務に使用していますが確認は必要ですか

答 酒気帯び確認の対象とはなりません。しかし、酒気を帯びての運転はできませんので、飲酒運転を防止するための取り組みをお願いします。

問12 リース車を業務に使用していますが確認は必要ですか

答 事業所が契約し、借り受けたリース車両についても、事業所の業務目的で運転する場合には、運転前後の酒気帯びの有無の確認が必要です

ただし、出張先等で急遽レンタカーを借用する必要が生じ、業務に使用する場合には酒気帯び確認を省略しても差し支えありません。

問 13 従業員の私有車両を業務に使用する場合、酒気帯び確認は必要ですか

答 事業所と私有車両の運転者との間で、「勤務時間中は社用車として扱う」等の取り決めや、仕事における私有車両の運行を事業所が管理している状況であれば、安全運転管理者の管理すべき車両に該当しますので、酒気帯びの有無の確認が必要です。

問 14 運転者に対する酒気帯び確認を外部に委託することはできますか

答 業務委託しても差し支えありません。

ただし、最終的な責任は安全運転管理者にありますので、運転者の呼気中にアルコールが認められた場合など、安全運転管理者が適切な指導や対応を確実に実施できる体制を確保することが必要です。

問 15 安全運転管理者が酒気帯びの有無の確認や結果の記録を怠った場合、罰則はありますか

答 安全運転管理者が酒気帯びの有無の確認やその記録を怠った場合、これを直接罰する規定は現在、設けられていませんが、罰則がないからと言って業務をしなくてよいというものではありません。

また、安全運転管理者が行うべき業務をしていないことが判明し、自動車の安全な運転管理が行われていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して安全運転管理者の解任を命ぜられることがあります。

問 16 アルコール検知器等の整備を怠った場合、罰則はありますか

答 自動車の使用者が、安全運転管理者の業務を行うために必要な機材(アルコール検知器等)を整備していないため、自動車の安全な運転が確保されていない場合には、公安委員会は是正のために必要な措置をとることを命ずることができ、これに従わなかった場合は自動車の使用者に 50 万円以下の罰金(是正措置命令違反)が科せられます。

【確認内容の記録について】

問 17 「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか

答 下記事項を記録し、1年間保管しなければなりません。

- 確認者名 ○ 運転者名
- 運転者の業務に係る自動車のナンバー又は識別できる記号、番号等
- 確認の日時 ○ 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項

問 18 「自動車を識別できる記号、番号等」とはどのようなものですか

答 いわゆる自動車（二輪を含む。）のナンバー以外の「自動車を識別できる記号、番号等」とは、車台番号や事業所において車両管理のために使用している「○号車」などの呼称、名称等、それだけで車両を特定できるものを指します。

問 19 「酒気帯び確認記録表」「点検確認簿」などの見本はありますか

答 北海道警察ホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)

北海道安全運転管理者協会ホームページ(<https://www.ankan-hokkaido.or.jp/>)

に様式例が掲載されていますので参考としてください。

なお、「問 17 「確認内容の記録」とは、どのような項目を記録するのですか」に記載している事項を備えたものであれば、各事業所の実情に応じた適宜のもので構いません。

問 20 「確認内容の記録」の保存（記録媒体）は何でも良いのですか

答 紙媒体でも、電子データでも構いません。各事業所の判断で任意の方法で記録してください。

記録は1年間保存する必要があります。安全運転管理者がいつでも確認できるよう、安全運転管理者がいる営業所で保存することが望ましいです。

問 21 確認内容の記録について、公安委員会(警察)から報告や提出を求められたり、検査を受けることはありますか

答 道路交通法第75条の2の2に基づき、自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため必要があると認めるときは公安委員会(警察)から資料の提出を求められることが考えられます。

【アルコール検知器について】

問 22 アルコール検知器に必要な性能はありますか

答 国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器」とされており、これらの機能があれば足ります。

問 23 自動車に備えられた検知機能で対応してもよいですか

答 アルコールインターロック装置搭載の車両での検知も可能ですが、確認は対面が原則ですので、安全運転管理者が車両まで直接赴き、実施する必要があります。

問 24 個人で購入したアルコール検知器を使用してもよいですか

答 各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することができます。

問 25 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とはどういうことですか

答 常に正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

メーカーの取扱説明書に従って適切に使用、管理し、定期的に故障の有無を確認しなければなりません。

問 26 「定期的に」故障の有無を確認するとは、どれくらいの期間をいうのですか

答 メーカーが定めた取扱説明書記載の期間に従ってください。

問 27 アルコール検知器を交換する頻度はどれくらいですか

答 メーカーによって定められている使用期間又は使用回数等に従って交換してください。

問 28 酒気帯びであることが判明した場合はどうしたらよいですか

答 酒気を帯びて車両等を運転することは道路交通法で禁じられています。

運転前の確認で酒気帯びであることが判明した場合は、基準値未満(呼気1リットルにつき0.15ミリグラム未満)であっても運転させることはできません。

また、運転後の確認時に酒気帯びであることが判明した場合には、最寄りの警察署に連絡するなどして対応してください。